二　国土交通省関東地方整備局京浜港湾事務所総務課に持参、郵送又はＦＡＸのいずれかにて提出。郵送の場合は、郵送料を負担すること。

三　横浜市港湾局政策調整部政策調整課に持参、郵送又はＦＡＸのいずれかにて提出。郵送の場合は、郵送料を負担すること。

四　国土交通省関東地方整備局京浜港湾事務所ホームページより意見を提出。

http://www.pa.ktr.mlit.go.jp/keihin/

意見書の提出に必要な事項

意見書には、次に掲げる事項を記載すること。

一　意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体の場合はその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二　意見書の提出の対象である方法書の名称

三　方法書についての環境の保全の見地からの意見（意見は日本語により、意見の理由を含めて記載すること。）

八　ホームページによる閲覧

方法書等は、左記のアドレスのホームページで閲覧することができる。

一　国土交通省関東地方整備局港湾空港部ホームページ

http://www.pa.ktr.mlit.go.jp/index.html

二　国土交通省関東地方整備局京浜港湾事務所ホームページ

http://www.pa.ktr.mlit.go.jp/keihin

三　横浜市港湾局ホームページ

http://www.city.yokohama.lg.jp/kowan/

四　横浜市環境創造局政策調整部環境影響評価課ホームページ

http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/mamoru/asesu/

五　神奈川県環境農政局環境部環境計画課ホームページ

http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/p491504.html

横浜港新本牧ふ頭地区公有水面埋立事業に係る環境影響評価方法書の説明会の開催について

環境影響評価法（平成九年法律第八十一号。以下「法」という。）第五条第一項の規定に基づき、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成したので、法第七条の二第二項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成二十九年十月二十日

国土交通省関東地方整備局長　泊　宏

一　事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

事業者の名称

国土交通省関東地方整備局

横浜市

代表者の氏名

国土交通省関東地方整備局長　泊　宏

横浜市長　林　文子

主たる事務所の所在地

国土交通省関東地方整備局

埼玉県さいたま市中央区新都心二番地一号

横浜市

神奈川県横浜市中区港町一丁目一番地

二　対象事業の名称、種類及び規模

対象事業の名称

横浜港新本牧ふ頭地区公有水面埋立事業

対象事業の種類

公有水面の埋立て

対象事業の規模

面積　約百四十ヘクタール

三　対象事業が実施されるべき区域

神奈川県横浜市中区本牧ふ頭地先海域

四　環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲

神奈川県横浜市中区及び鶴見区（大黒ふ頭）

五　方法書説明会の開催を予定する日時及び場所

平成二十九年十一月十二日　午後二時から

横浜市立大鳥中学校

神奈川県横浜市中区本牧原二十二番一号

平成二十九年十一月十五日　午後二時から

横浜市新山下地域ケアプラザ

神奈川県横浜市中区新山下三丁目十五番五号

平成二十九年十一月十五日　午後七時から

横浜市新山下地域ケアプラザ

神奈川県横浜市中区新山下三丁目十五番五号

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２９年（フ）第６６２号

千葉県柏市新逆井１丁目39番５号

債務者　奥崎　　孝

1　決定年月日時　平成29年10月３日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　板倉　崇之

4　破産債権の届出期間　平成29年11月６日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年１月15日午後１時40分

6　免責意見申述期間　平成30年１月12日まで

千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第６７６号

千葉県柏市花野井733番地38　ハイツ吉田101号

債務者　加藤　明子

1　決定年月日時　平成29年10月３日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　守屋　智章

4　破産債権の届出期間　平成29年11月６日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年１月15日午後１時30分

6　免責意見申述期間　平成30年１月12日まで

千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第７００８号

東京都板橋区成増１―31―12　レオパレスアムスイ103、住民票上の住所埼玉県朝霞市膝折町２丁目４―24

債務者　下地　秀秋

1　決定年月日時　平成29年10月４日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　小三　和聖

4　破産債権の届出期間　平成29年11月１日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年１月12日午前10時

6　免責意見申述期間　平成30年１月12日まで

東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７０２９号

東京都江東区大島２丁目３―11

債務者　長谷川　勉

1　決定年月日時　平成29年10月４日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　乙井　秀式

4　破産債権の届出期間　平成29年11月１日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年１月12日午前10時

6　免責意見申述期間　平成30年１月12日まで

東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７０３９号

東京都荒川区西日暮里４丁目１―７―205

債務者　柳　　秀樹

1　決定年月日時　平成29年10月４日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　高橋　洋行

4　破産債権の届出期間　平成29年11月１日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年１月12日午後１時30分

6　免責意見申述期間　平成30年１月12日まで

東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７０５９号

千葉県浦安市美浜５丁目５―804

債務者　高橋　春男

1　決定年月日時　平成29年10月４日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　宅間　仁志

4　破産債権の届出期間　平成29年11月１日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年１月12日午後１時30分

6　免責意見申述期間　平成30年１月12日まで

東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７０８２号

東京都町田市成瀬台１丁目17―34

債務者　前池　　繁

1　決定年月日時　平成29年10月４日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　内海　雄介

4　破産債権の届出期間　平成29年11月１日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年１月12日午前11時

6　免責意見申述期間　平成30年１月12日まで

東京地方裁判所民事第20部